

第 6670 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 26日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 稼働を中止した減価償却資産

Q：コロナの影響を受けて生産を中止した製品があります。これにかかる機械は、コロナが落ち着けばまた稼働する予定ですが、減価償却費を計上しても問題ありませんか？

A：維持補修を行い、いつでも稼働し得る状態にある場合には、事業の用に供しているものとして減価償却をすることができます。

【解説】

法人税法では、事業の用に供していない資産は減価償却資産には該当しないこととされています。

したがって、操業を休止している機械は、原則として減価償却資産には含まれず減価償却をすることはできません。

しかし、休止期間中に必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、実質的に事業の用に供しているものと考えられることから、減価償却を継続して行なうことができるとされています。

なお、減価償却を継続するためには、「休止期間が一時的で近い将来再稼働すること」が前提条件とされていますので、特定の製品を生産するための機械で、その製品の生産を中止したため将来稼働される見込みのないものについては、休止直後から減価償却をすることはできませんが、このような稼働見込みのない資産については、帳簿価格から処分見込価額を控除した金額を除却損として計上できる有姿除却という方法がありますので、こちらを検討してみるとよいでしょう。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】